（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を」を「において、当該廃置分合により他の普通地方公共団体に属することとなつた地域があるときは、従来その地域においてその地域の属していた普通地方公共団体が処理していた事務は、当該他の普通地方公共団体が」に改め、同条第二項中「地方公共団体」を「普通地方公共団体」に改め、「これを」を削り、「若しくは」を「、若しくは」に改め、同条第三項中「これを」を削り、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

第五条に次の一項を加える。

第三項の普通地方公共団体の長は、同項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第百七十四条の二十四第一項中「、議会事務局、行政機関、内部組織又は」を「、同法第二百五十二条の七第一項に規定する議会事務局、行政機関、同法第百五十六条第一項に規定する行政機関、同法第百五十八条第一項に規定する内部組織又は同法第二百五十二条の七第一項に規定する」に、「議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局の職員」と、「機関を」を「共同設置する機関を」に、「議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局、第百五十六条第一項に規定する行政機関、第百五十八条第一項に規定する内部組織又は第二百五十二条の七第一項に規定する委員会事務局の職員（次条第三項及び第五項において「議会事務局等の職員」という。）」と、同法」に、「議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局の職員」と、「」を「議会事務局等の職員」と、「」に改め、同条第二項中「第二百五十二条の九第三項及び第五項、第二百五十二条の十一第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は専門委員の共同設置について、同法」を削り、「並びに第二百五十二条の十の規定は」を「、第二百五十二条の十、第二百五十二条の十一第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は、」に改め、「次項」の下に「及び第四項」を加え、同項後段を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　地方自治法第二百五十二条の八、第二百五十二条の九第三項及び第五項、第二百五十二条の十一第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員（議会同意選任職員を除く。）、同法第百七十四条第一項に規定する専門委員又は同法第二百条の二第一項に規定する監査専門委員の共同設置について準用する。この場合において、同法第二百五十二条の九第三項及び第五項中「長」とあるのは、「議会の議長、長」と読み替えるものとする。

第百七十四条の二十四中「第二百五十二条の三十六第一項」を「第二百五十二条の三十六第四項」に、「包括外部監査対象団体（以下」を「包括外部監査対象団体（次条において」に、「同項」を「同法第二百五十二条の三十六第一項又は第二項」に改め、「包括外部監査契約（以下」の下に「この節において」を加え、「第二百五十二条の三十六第四項各号」を「第二百五十二条の三十六第五項各号」に改める。

第百七十四条の二十五第一項中「第二百五十二条の三十六第一項」の下に「又は第二項」を加え、「にあつては」を「には」に改める。

第百七十四条の二十九の二十七中「第二百五十二条の三十六第四項第三号」を「第二百五十二条の三十六第五項第三号」に改める。

第百七十四条の二十九の二十八中「第二百五十二条の三十六第五項」を「第二百五十二条の三十六第六項」に改める。

（地方自治法施行規程の一部改正）

第二条　地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「及び専門委員」を「、専門委員及び監査専門委員」に改め、同条第三項中「事項は、」の下に「都道府県の」を加える。

第十条中「なお」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、専門委員及び監査専門委員は、営業を行い、若しくは家族に営業を行わせ、又は給料若しくは報酬を受ける他の事務を行うことを妨げない。

第十二条を削る。

第十三条第一項中「においては」を「には」に改め、同項第一号中「又は」を「、又は」に、「とき」を「とき。」に改め、同項第二号中「とき」を「とき。」に改め、同条第二項中「譴責」を「譴責（けん）」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条を第十三条とする。

第十五条中「及び」を「又は」に改め、「、なお」を削り、同条ただし書中「専門委員」の下に「及び監査専門委員」を加え、「行い」を「行い、」に、「又は」を「、又は」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条中「第十三条」を「第十二条」に、「及び」を「又は」に、「特別区職員懲戒審査委員会」を「特別区の職員懲戒審査委員会」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条第一項中「に市町村職員懲戒審査委員会」を「及び」に、「特別区職員懲戒審査委員会」を「職員懲戒審査委員会」に改め、同条第二項中「懲戒審査委員会」を「職員懲戒審査委員会」に改め、同条第三項中「命ずる」を「選任する」に改め、同条第四項中「懲戒審査委員会」を「職員懲戒審査委員会」に改め、同条第五項中「命ずる」を「選任する」に改め、同条第六項中「懲戒審査委員会」を「職員懲戒審査委員会」に、「定める」を「置く」に改め、同条第七項中「懲戒審査委員会」を「職員懲戒審査委員会」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条中「及び第十四条」を削り、「、市町村及び」を「、市町村又は」に、「第十三条第三項中「都道府県職員懲戒審査委員会」とあるのは「市町村及び特別区職員懲戒審査委員会」と、第十四条第一項」を「同条第一項」に、「「市町村長及び」を「「市町村長又は」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条中「第十四条」を「第十三条」に改め、同条を第十八条とする。

第二十条中「第十四条」を「第十三条」に、「及び」を「又は」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条中「第十四条」を「第十三条」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条中「第十四条」を「第十三条」に、「及び」を「又は」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十二条　第十二条及び第十三条の規定は、都道府県の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県の代表監査委員」と読み替えるものとする。

第二十四条を第二十五条とする。

第二十三条中「によつて」を「により」に、「基づいて発する」を「基づく」に改め、同条を第二十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

第二十三条　第十三条の規定は、市町村又は特別区の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村又は特別区の代表監査委員」と読み替えるものとする。